

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和8年9月16日

**ディーゼル車規制に係る車両検査と啓発活動を実施します
— 10月はディーゼル車対策の強化月間です！ —**

(同時発表：千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、
千葉市、さいたま市、相模原市各記者クラブ)

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、各都県の条例により、平成15年10月から粒子状物質（PM）の排出基準に適合しないディーゼル車の運行を禁止しています。

しかし、九都県市を走行する車の中には、いまだに排出基準に適合しないものもあることから、違反車をゼロにするための取組が重要となっています。

そこで、九都県市では10月を強化月間と位置付け、サービスエリアやパーキングエリアにて条例に基づく車両検査を実施するとともに、ポスター掲示等による周知活動を行います。

記

1 実施日時及び場所（埼玉県内）**（1）日時**

令和8年10月21日（水） 10：30～12：30

（荒天の場合：10月23日（金）に延期）

（2）場所

首都圏中央連絡自動車道（圏央道） 菖蒲パーキングエリア（内外回り）

2 取組内容

- ・ ディーゼル車規制に係る車両検査（車検証等に基づき条例適合状況を確認）
- ・ ディーゼル車規制に係る啓発チラシの配布
- ・ 全車両を対象としたエコドライブに係るチラシ及びグッズの配布
- ・ ディーゼル車運行規制に係る啓発ポスター、デジタルサイネージの掲示

3 取組体制

県大気環境課・環境管理事務所職員、さいたま市職員 計 15 名

4 九都県市全体の取組の概要

九都県市同時発表資料を御覧ください。

参考「九都県市あおぞらネットワークホームページ」<https://www.9taiki.jp/>

■参考情報

○九都県市ディーゼル車規制に係る啓発ポスター

(令和8年10月1日～31日 高速道路サービスエリア等に掲示予定)



○九都県市ディーゼル車規制に係るデジタルサイネージ広告

(令和8年10月1日～31日 高速道路サービスエリア等に掲示予定)

